

# 令和5年度 金沢市福祉指導監査等実施方針

## 1 基本的視点と本年度の重点事項

### (1) 社会福祉法人に対する指導監査

①目的 適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保

②確認事項 社会福祉法第56条及び厚生労働省「社会福祉法人指導実施監査要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に基づき、以下の事項について確認する。

- |        |   |
|--------|---|
| ア 法人運営 | 定款の内容や実態との整合性、評議員・役員を選任、評議員会・理事会の運営(招集、決議、記録等)等 |
| イ 事業一般 | 社会福祉事業、公益事業、収益事業の実施状況                           |
| ウ 管理   | 会計管理、資産管理、人事管理(職員の任免等)                          |
| エ その他  | 契約等の状況、特別の利益供与の有無、情報の公表、法人登記                    |

③重点事項 昨年度までのコロナ禍においては、社会福祉法人の理事会等の開催時期や所轄庁あて書類の届出期限等について柔軟な対応を行ってきたが、アフターコロナ社会における今般、令和5年2月28日付けで厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より発出された事務連絡のとおり、今後は原則法令等を遵守するよう指導していく。

## (2) 社会福祉施設等に対する指導監査

- ①目的 施設等の適正かつ円滑な運営の確保
- ②確認事項 社会福祉法第70条及び各関係法令並びに本市の定める基準条例に基づき、以下の事項について確認する。
- ア 施設等の運営管理体制（現金等の管理を含む）
  - イ 事故、苦情、防災への対応状況
  - ウ 職員の確保と処遇の状況
  - エ 利用者処遇の状況
- ③重点事項 令和5年度は特に以下の事項について重点的に確認する。（令和5年度末までの経過措置）
- ア 感染症対策及び業務継続計画(BCP)の策定状況（老人、障害者、保護施設及び児童入所施設等）
  - イ 児童福祉施設における安全確保のための計画策定などの措置状況（保育所、認定こども園は既に義務化）

## (3) 介護保険施設等に対する運営指導及び経営法人の業務管理体制の整備状況に関する一般検査

- ①目的
- ・介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化
  - ・経営法人の業務管理体制の適正な整備と、その運用の確保
- ②確認事項 介護保険法第23条、第115条の33及び各関係法令並びに本市の定める基準条例に基づき、以下の事項について確認する。
- ア 人員、設備及び運営に関する基準条例等の遵守状況
  - イ サービス給付費の算定（加算等の要件の充足状況を含む）
  - ウ 法令遵守責任者の届出と実態の整合性
- ③重点事項 令和5年度は特に以下の事項について重点的に確認する。
- ア 感染症対策及び業務継続計画(BCP)の策定状況（社会福祉施設等指導監査と同様）

## 2 実施の周期

### (1) 社会福祉法人・社会福祉施設等

種類	実施の周期
社会福祉法人	原則3年に1回 ※当該年度の一般指導監査の結果、是正改善の状況の確認を要するものは、引き続き、随時監査や翌年度にも一般指導監査を実施 ※国及び本市要綱により、良好な運営で条件を満たす場合に、届出に基づき周期を5年又は4年に延長
社会福祉施設 (児童福祉施設除く)	原則3年に1回 ※当該年度の一般指導監査の結果、是正改善の状況の確認を要するものは、引き続き、随時監査や翌年度にも一般指導監査を実施
児童福祉施設	毎年 ※当該年度の一般指導監査の結果、是正改善の状況の確認を要するものは、引き続き、随時監査を実施
放課後児童クラブ	原則3年に1回 ※当該年度の一般指導監査の結果、是正改善の状況の確認を要するものは、引き続き、随時監査や翌年度にも一般指導監査を実施
新設法人・施設等	設立(開設)年度又は次年度の早期に1回 ※事業開始後の状況により適切と認められる時期に実施

※運営等に重大な問題を有する法人又は施設等に対しては、特別指導監査を実施する。

### (2) 介護保険施設等

種類	実施の周期
運営指導	施設サービス：原則3年に1回 その他サービス：原則6年に1回（施設サービスに併設されるものは施設サービスに併せて実施） ※新設の介護保険施設等：指定後6か月から1年以内に1回
法人に対する 業務管理体制の 一般検査	原則6年に1回（対象法人：経営する全ての介護サービス事業所が本市に所在する法人） ※対象法人が経営するいずれかの事業所の運営指導に併せて実施

※1 虐待が疑われる等、事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合は、事前通知なしに運営指導を実施する。

※2 著しい運営基準違反、利用者の生命等の危険、又は著しく悪質な報酬請求等が認められた場合は、監査を実施する。

### 3 実施計画

#### (1) 今年度に指導監査・運営指導等を実施する対象法人・施設等

社会福祉法人	約 42 /	114 法人
社会福祉施設	約 160 /	201 施設
放課後児童クラブ	約 38 /	106 クラブ
介護保険施設等	約 194 /	1,220 事業所 (サービス数)
業務管理体制一般検査	約 27 /	224 法人

#### (2) 実施体制

福祉指導監査課及び所管課の職員で指導監査班を編成し実施

#### (3) 実施時期

##### ①社会福祉施設等の指導監査

区 分	実施予定月
市立保育所	5月
その他の施設等	6月～2月
新設の社会福祉法人、社会福祉施設等	開設年度又はその翌年度の早期

##### ②介護保険施設等の運営指導

区 分	実施予定月
既設の介護保険施設等	5月～2月
新設の介護保険施設等	指定後 半年～1年